七　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正関係

厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行うことができる期限を令和五年九月三〇日までとすることとした。（附則第一〇条の三第五項関係）

八　施行期日等

1　検討規定

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第二条関係）

2　経過措置等

病院又は診療所の管理者は、令和四年三月三一日までの間において政令で定める日から令和六年三月三一日までの間、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間が厚生労働省令で定める時間を超えている場合には、当該医師に係る労働時間短縮計画を作成するよう努めなければならないものとするほか、この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第三条～第二七条関係）

3　施行期日

この法律は、令和六年四月一日から施行するものとした。ただし、次の事項は、それぞれに定める日から施行するものとした。

(一)　七　公布の日

(二)　六の1から3まで　令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(三)　五　令和三年一〇月一日

(四)　一の1の(二)及び六の4　令和四年三月三一日までの間において政令で定める日

(五)　一の1の(三)及び3　令和四年四月一日

(六)　三の1　令和五年四月一日

(七)　三の2　令和七年四月一日

(八)　四の2　令和八年四月一日

◇子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律（法律第五〇号）（内閣府本府）

一　子ども・子育て支援法の一部改正関係

1　市町村子ども・子育て支援事業計画に定める事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加することとした。（第六一条第三項関係）

2　施設型給付費等支給費用に充てることができる拠出金の上限割合の引上げ

子ども・子育て支援法第六五条第二号に規定されている都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち満三歳未満保育認定子どもに係るものについて、一般事業主からの拠出金をもって充てることができる割合を六分の一を超えない範囲から五分の一を超えない範囲に変更することとした。（第六六条の三第一項関係）

3　労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設

政府は、令和三年一〇月一日から令和九年三月三一日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し助成及び援助を行う事業ができることとした。（附則第一四条の二関係）

二　児童手当法の一部改正関係

1　児童手当が支給されない者のうちその所得が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする措置を講ずることとした。（附則第二条関係）

2　その他所要の改正を行うこととした。

三　施行期日等

1　政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとすることとした。（改正法附則第二条関係）

2　二による改正後の児童手当法の規定については、令和四年六月以降の月分の特例給付の支給について適用し、同年五月以前の月分の特例給付の支給については、なお従前の例によることとした。（改正法附則第三条関係）

3　関係法律について所要の改正を行うこととした。（改正法附則第四条関係）

4　この法律は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、次の事項は、それぞれに定める日から施行することとした。

(一)　一の3　令和三年一〇月一日

(二)　二　令和四年六月一日

◇著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一五八号）（文部科学省）

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第四八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和三年六月一日とすることとした。

◇プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五九号）（文部科学省）

1　プログラム登録に関する証明の手続に係る事項

(一)　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六一年法律第六五号）第四条第一項の規定による請求をする者は、プログラムの著作物が記録された記録媒体に添えて、一定の事項を記録した請求書を文化庁長官に提出しなければならないこととした。（第二条関係）

(二)　文化庁長官は、請求者から提出された記録媒体に記録されたプログラムの著作物が請求に係る登録プログラム著作物であると認められるときは、請求者に証明書を交付するとともに、当該記録媒体等に一定の方法による表示を付してこれを送付すること等とした。（第三条関係）

2　証明手数料に係る事項

プログラム登録に関する証明の請求に係る手数料の額を、当該請求に係る登録プログラム著作物の登録の際に提出された複製物の種類の区分に応じて定めることとした。（第四条関係）

3　施行期日

この政令は、著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第四八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行することとした。

◇地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六〇号）（厚生労働省）

1　良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行により、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第六条の基金の財源のうち同法第四条第二項第二号ロに掲げる事業に要する経費に係るものについて、その財源に充てるために必要な資金の全額を国が負担することとされたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。